

# 健康づくりについて



土本 昌幸  
(公明党)

**問** 市民の健康を守るのも行政の大切な責務。健診の受診状況について、

- ①受診対象者への通知方法
- ②平成 22 年度の目標と結果
- ③がん検診無料クーポン券の活用状況はどうか。

**答** ①受診対象者への通知は、健診全般については、健診特集号として、市が実施しているすべての健診をまとめたカラー版のチラシを、年度当初に全戸配布しています。まちぐるみ健診単独についても、全世帯に行き渡るように申し込み書を 3 月に全戸配布するなど周知に努めています。

②平成 22 年度の健診の目標としては、特定健診においては県平均まで引き上げること、乳がん、子宮がん検診については県平均並みの受診率にすることとしており、結果としては、特定健診の受診率は 29.7%で、県平均 30.2%とほぼ同じ数値、乳がん検診は 14.3%と前年度より伸びたものの、県平均 19.4%には達せず、子宮がん検診についても 16.2%と伸びているものの、県平均 17.9%にはもう少しという現状です。

③平成 22 年度の無料クーポン券の利用率は、乳がん検診 22.8%、子宮がん検診 25%となっています。

**問** 受診率の目標が県平均というのは、目標が低いのではないのか。受診率が高い自治体では、お叱りを受けるほど繰り返し周知していると聞く。あらゆる手段を講

じて市民のために取り組んでいただきたい。

**答** 目標の県平均については、まず第一段階として設定したもので、今後さらに高く目標を設定する考えです。繰り返し周知していくことについても前向きに検討したいと思います。



## ■その他の質問項目

- ・防災対策
- ・人口増対策

# 戸籍謄本等第三者取得に対する本人通知制度について



森元 清蔵  
(21 政会)

**問** 戸籍謄本や住民票等は、記載されている本人、配偶者、親族等しか取ることはできないが、法律上限られた業種の人には取れる仕組みになっている。第三者が戸籍謄本や住民票を取った場合、本人にはわからない。事前に登録している人には、通知する制度をぜひつくっていただきたい。加西市における第三者による取得状況、戸籍法と住民基本台帳法の改正の趣旨、本人通知制度を導入した場合の問題点は。

**答** 第三者の取得状況は、年間 5,000 件以上となります。平成 18 年 6 月に住民基本台帳法、

平成 19 年 9 月に戸籍法が改正され、本人、配偶者、直系親族以外は委任状が必要となり、窓口での本人確認も厳格化されています。制度導入に当たっての問題点は、国で法制化されていないため自治体によって対応がまちまちなこと、コンピューターシステムの改修が必要なこと、どこまで情報開示を行うかということです。住民票については、すでに予算化されている外国人住民に関する住民基本台帳のシステム改修に合わせて本人通知制度の導入は可能です。戸籍については、システム改修として 300 から 500 万円の費用がかかります。

**問** 住民基本台帳のシステムについては、今年度中にも通知制度の仕組みができるのか。

また、情報開示の内容はどの程度を考えているのか。

**答** 住民票の本人通知制度については、平成 24 年度の前半実施に向けて作業を進めています。情報開示の内容は、交付年月日、証明書の種別、第三者の種別等を想定しています。

**問** 人権を守り、不正を防ぐためにも本人通知制度により本人がチェックしていくことが必要。戸籍システムについても予算を計上して早急の実施をお願いしたいが考えは。

**答** 戸籍謄本の本人通知制度についても実施できるように環境を整えていきたいと思います。